

国土交通省からの嚴重注意について

本日、弊社客室乗務員による運航規程違反および安全管理システムが機能していないと認められる点を確認されたことから国土交通省より嚴重注意（行政指導）を受けました。

お客様をはじめ関係の皆様にご心配とご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

安全は経営の基盤であり、航空輸送の原点であることを改めて肝に銘じ、今後、原因の分析に基づいた再発防止策を策定の上、速やかに対応を実施し、信頼回復に向けて全社を挙げて取り組んでまいります。

記

1. 発生日

事案 1 2020年10月26日(月)

事案 2 2021年 3月25日(木)

2. 発生事案概要

(1) 事案 1

- ・ ソラシドエア 70 便(那覇発 名古屋行)において、前任客室乗務員 A(客室の責任者)が乗務前のアルコール検査時に、自身の代わりに別の客室乗務員 B に検査を実施させる不正を行った。
- ・ 当該前任客室乗務員 A は乗務前のアルコール検査を未実施のまま乗務した。

(2) 事案 2

- ・ ソラシドエア 84 便(那覇発 鹿児島行)において、前任客室乗務員 A(事案 1 と同一者)が、同乗の客室乗務員 B(事案 1 と同一者)の乗務前のアルコール検査時に、別の客室乗務員 C に検査を実施させる不正を行わせた。
- ・ 当該客室乗務員 B(事案 1 と同一者)は、アルコール検査を未実施のまま乗務した。
- ・ 当該便に乗務した客室乗務員 A・B・C の 3 名は、飛行勤務開始 7 時間前まで飲酒していた。

《広報メモ》

3. 航空局からの厳重注意の内容

①運航規程*について（:*航空法に基づき弊社が定めた国認可規程）

運航規程違反にかかるもの

- ・先任客室乗務員が乗務前のアルコール検査を未実施のまま乗務した(事案 1)
- ・客室乗務員が乗務前のアルコール検査を未実施のまま乗務した(事案 2)
- ・運航規程で定める飛行勤務開始 8 時間以内の禁酒に違反した(事案 2)

②安全管理について

安全管理システムが機能していないと認められるもの

- ・現場の責任者である先任客室乗務員が不正を指示した
- ・複数の客室乗務員が不正を認識していながら指摘する者が居なかった
- ・複数の客室乗務員が飛行勤務開始 8 時間以内の禁酒違反を指摘する者がいなかった

以上